ACSES ニュースレター_２３６０号（2022 年８月３日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇スズキの子会社で工場火災　けが人情報なし、浜松〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)〈消費者庁〉
・学校法人で３億円超が使途不明　宮城、理事が無許可投資か〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
・日野自動車（株）の排出ガス・燃費性能試験における不正行為について事実関係の究明等の指示等を行いました〈経済産業省〉／日野自動車、国に排ガス虚偽報告　データ改ざん約 20 年前から〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・救急搬送困難、最多 6307 件　第６波超え、感染拡大止まらず救急搬送困難、最多 6307 件　第６波超え、感染拡大止まらず〈Web 報道〉
・規格不適合な防じんマスクの回収について　～販売者が回収を行っています～〈厚生労働省〉
・「熱中症予防のために」リーフレット　多言語翻訳を更新しました〈厚生労働省〉
・パナ、無償交換期間を拡大　テレビドアホン、22万台〈Web報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・「臨時情報」で財政支援を　南海トラフ10県知事が国に要望〈Web報道〉
[災害対策]
・熱海、盛り土撤去求める措置命令　土石流起点、新条例で初〈Web報道〉
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３００報）〈厚生労働省〉
・処理水放出トンネル着工へ　福島第1原発、県など了解〈Web報道〉
[被爆者対策]
・「黒い雨」救済新制度、結果待たず29人死亡　審査に時間かかり〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] PRTR マップダウンロード用データ（2019）〈製品評価技術基盤機構〉
[4] 改正後化管法対象物質の CAS 登録番号収載リストの修正のお知らせ〈製品評価技術基盤機構〉
[5] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1197 号）〈官報〉
[6] 温暖化対策関係
◇賛成８割の年代も　新築住宅に太陽光パネル義務化、世代間で温度差?〈新聞報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　８件　　［公募結果、意見募集結果］　１件　　［調査結果］　１件
[8] その他省庁発表　　８件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

鷺草（サギソウ）

［開催案内］　３件　　［開催記録、報告、資料等］　１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇スズキの子会社で工場火災　けが人情報なし、浜松

＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927131373246054400?c=39546741839462401

2 日午後 5 時 10 分ごろ、浜松市北区のスズキ子会社「スズキ部品製造」の工場で「機械から出火した」と従業員から 119 番があった。浜松市消防局によると、約 20 分後にほぼ消し止められ、けが人の情報は入っていない。

消防局には、火災直後から「爆発音がした」などの通報が相次いだ。消防車など計 14 台が出動した。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)

＜消費者庁　2022 年 8 月 2 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029635/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220802_01.pdf

特記事項:ブリヂストンサイクル株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件

（うち電動アシスト自転車１件、スチーマー（衣類用）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件

（うちコンセント１件、電気こんろ１件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、エアコン（室外機）１件、環形蛍光ランプ１件）

・学校法人で 3 億円超が使途不明　宮城、理事が無許可投資か

＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927164958616518656?c=39546741839462401

宮城県内で大学などを運営する学校法人「尚絅学院」（名取市）は 2 日、3 億円超の使途不明金が見つかったと発表した。理事が無許可で投資に使ったと説明しており、全容解明に向け調査委員会を立ち上げた。

同学院によると、7 月 7 日、職員が使途不明金に気付いた。理事が 6～7 月に 4 回にわたり資金を持ち出したと説明したため、同学院は顧問弁護士に相談し、理事に返還命令を出した。2 日現在で資金は回収できていないという。理事の氏名などの詳細は明らかにしていない。

尚絅学院大の鈴木道子学長は「在校生や保護者にはご迷惑をおかけして申し訳ない。教育活動は継続して行っていく」としている。

◇事故、事件の続報

・日野自動車（株）の排出ガス・燃費性能試験における不正行為について事実関係の究明等の指示等を行いました

＜経済産業省　2022 年 8 月 2 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220802002/20220802002.html?from=mj

本日、日野自動車（株）より、同社における排出ガス・燃費性能試験における不正行為について、同社の調査結

果の報告を受けました。
この報告の中で、令和４年３月４日に報告があった以外にも、過去に生産していたものを含め、トラック・バス用エンジン及び建設機械等向けのエンジンについて、型式指定申請時に不正行為等があった旨、一部は排出ガス基準や燃費のカタログ値を満たしていない旨の報告がありました。
このような事態は、自動車及び建設機械等のユーザーの信頼を損なうものであり、今回更なる不正行為等が明らかになったことは極めて遺憾です。
これを踏まえ、経済産業省は、同社に対し、①事実関係の究明、②顧客・取引先への適切な対応、③十分な対外説明、④原因の徹底究明・再発防止策の実施を改めて指示し、事実関係については速やかに報告するよう求めました。
また、該当エンジンを搭載した建設機械等を製造・販売した建設機械等メーカーに対しては、オフロード法（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律）の趣旨に則り、ユーザーへの丁寧な対応を行うよう指導しました。
1．日野自動車からの報告概要
同社の特別調査委員会の調査等により、個別エンジンについて以下が判明。
1．現行生産エンジン 14 機種のうち 12 機種について、排出ガス長距離耐久試験に係る不正
うち４機種（うち建設機械等用３機種）は基準不適合、うち８機種（うち建設機械等用４機種）は基準適合
2．生産終了エンジンについて、燃費試験、排出ガス長距離耐久試験に係る不正
燃費性能については、うち４機種がカタログ値に未達、うち５機種がカタログ値は達成
排出ガス性能の基準適合性は、多くの機種を対象に調査を継続中
同社は、基準不適合が判明したエンジン及びそれを搭載した車両の生産を自主的に停止した。また、基準不適合ではないものの認証プロセスにおける不正行為が判明したエンジン及びそれを搭載した車両の出荷については、国土交通省の指導に従い同社として適切に対応する。
同社は、特別調査委員会の調査結果及び提言を踏まえ、再発防止対策を徹底していく。
2．経済産業省の対応
（1）日野自動車からの報告を踏まえ、同社に対し改めて以下４点を指示するとともに、事実関係については速やかに報告するよう求めました。
事実関係の究明
情報提供など顧客・取引先への適切な対応
問題の経緯や今後の対応についての十分な対外説明
原因の徹底究明、再発防止策の実施
（2）建設機械等メーカーに対し、該当エンジン搭載済みの建設機械等について、オフロード法の趣旨に則り、ユーザーへの丁寧な対応や説明に努めるよう指導しました。
（3）生産停止に伴うサプライヤー等への影響を速やかに調査し、必要な対策について検討を行います。

・日野自動車、国に排ガス虚偽報告　データ改ざん約 20 年前から
＜共同通信　2022 年８月２日＞　https://www.47news.jp/news/8133138.html
日野自動車は２日、今年３月に公表したエンジンの排出ガスや燃費試験のデータ改ざん問題に関し、外部有識者による特別調査委員会の報告書を発表した。排ガスの不正は約 20 年前から行われていたと指摘。2016 年の排出ガス・燃費試験の測定データに関する国土交通省の調査に対し、不適切な事案はないとする虚偽の報告を行っていたことも明らかにした。小木曽聡社長は２日の記者会見で陳謝した。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・救急搬送困難、最多 6307 件　第６波超え、感染拡大止まらず
＜共同通信　2022 年８月２日＞　https://nordot.app/927131111848509440?c=395467418394624 01
　総務省消防庁は２日、救急車の到着後も搬送先がすぐに決まらない「救急搬送困難事案」が７月 25～31 日の１週間に、全国の主な 52 消防で 6307 件に上ったと発表した。新型コロナウイルス感染の「第６波」だった２月第

3 週の 6064 件を上回り、過去最多。総数のうちコロナ感染疑いは 2789 件で、2 週連続で最多を更新した。

総数は前週（18～24 日）比 5%増、コロナ疑いも同 4%増で、いずれも 6 週連続の増加。オミクロン株の派生型「BA・5」への置き換わりにより、感染拡大に歯止めがかからないほか、医療従事者にも広がって受け入れ態勢に影響が出たとみられる。

・規格不適合な防じんマスクの回収について
～販売者が回収を行っています～

＜厚生労働省　2022 年 8 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i2725qSz-IgX_VIZY

このたび、市販されている呼吸用保護具である防じんマスクの一部製品について、排気弁等が国家検定規定を満たさないことが判明しました。

このため、厚生労働省では販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、直ちに使用を中止するよう広く注意喚起を行うため、ホームページでその事実を公表します（詳細は以下をご参照ください）。

１　問い合わせ先

■販売者　　GVS ジャパン株式会社
電　　話 ： 080-7571-8412　（担当：村田）
受付時間等 ： ９時～18 時
（対応日：月～金＜ただし、年末年始（12/29～1/4）は休日）＞）
ＵＲＬ ： https://gvsjapan.co.jp/blog/article.html?page=89
所 在 地 ： 東京都新宿区西新宿 7-10-12　KKD ビル４階

２　回収対象の防じんマスク

製　品　名 ： P100/RL3　エリプスインテグラ
検定合格番号 ： 第 TM752 号（マスク表面に印字）
製造年月日 ： （１） 2021 年 10 月、（２） 2020 年 10 月（マスク表面に印字）
注文コード ： （１）SPR550JFUA（製造番号：21-00715）
（２）SPR549JFUA（製造番号：20-00825）
個　数 ： 306 個（（１） 120 個、（２） 186 個）
販売期間 ： 2021 年２月以降

３　健康被害のおそれについて

当該製品は、排気弁の作動気密が保持できていないなど防じんマスクの規格に適合しておらず、これを継続して使用する場合には、粉じんばく露による健康への影響が否定できないとの判断で回収となったものです。当該製品をお持ちの方は、使用を直ちに中止し、回収に応じてください。

別添　　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000971990.pdf

・「熱中症予防のために」リーフレット　多言語翻訳を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 8 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-Z-biw7cACfdS-RY

・パナ、無償交換期間を拡大　テレビドアホン、22 万台

＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927141120537182208?c=39546741839462401

パナソニックエンターテインメント＆コミュニケーション（大阪府守口市）は 2 日、発煙の恐れがあるとして無償交換していたテレビドアホンについて、対象の製造期間を 2012 年 7 月～13 年 4 月に拡大すると発表した。これまで 12 年 7～12 月としていた。製品数は当初の約 13 万台から約 22 万台に増える見通し。

室内のモニターから煙が出て火災認定される事案が発生し、12 年 7～12 月に製造した製品に問題があることが判明。詳しく調べた結果、範囲を広げる。仕様書にない樹脂材料が基板に使われ、高温で溶け出して部品が焼損することが原因という。

問い合わせは（0120）878182。

https://www.panasonic.com/jp/about/product_information/c/2112.html

---

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・「臨時情報」で財政支援を　南海トラフ 10 県知事が国に要望

＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927146715059126272?c=39546741839462401

南海トラフ巨大地震で大きな被害が予想される静岡から宮崎まで 10 県の知事は 2 日、迅速な防災対応に向けた要望書を二之湯智防災担当相に提出した。地震の発生可能性が高まり、事前避難を呼びかける「臨時情報」が発表された際、避難所の開設・運営などに国の財政支援が必要だとした。

代表して内閣府を訪れた和歌山県の仁坂吉伸知事によると、二之湯氏は「できるだけ頑張って検討していく」と述べたという。

臨時情報は南海トラフの東側で地震が発生し、西側でも続発する可能性が高まった場合などに気象庁が発表。危険性が高いケースでは、住民に 1 週間程度の事前避難を求める。

[災害対策]

・熱海、盛り土撤去求める措置命令　土石流起点、新条例で初

＜共同通信　2022 年 8 月 1 日＞　https://nordot.app/926682409415213056?c=39546741839462401

静岡県熱海市で昨年 7 月に発生した大規模土石流を巡り、起点となった土地を 2011 年まで所有した不動産管理会社「新幹線ビルディング」（神奈川県小田原市）に対し、静岡県は 1 日、崩落せずに残った約 2 万立方メートルの盛り土を撤去するよう求める措置命令を出した。7 月に施行された新しい盛り土規制条例に基づく初の発令。

同社の天野二三男元代表取締役は取材に「命令が出れば県を提訴する」と説明。二次被害の恐れがあると判断された場合、県は強制的に盛り土を撤去するなどの行政代執行を検討する。

県は、残った盛り土の管理責任は現所有者ではなく新幹線ビルディングにあると判断した。

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３００報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022年8月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7YuPnxrIFDPJXXBY

１　自治体の検査結果

岩手県、仙台市、山形県、埼玉県、さいたま市、千葉市、柏市、東京都、文京区、横浜市、山梨県、愛知県、名古屋市、京都府、大阪府、大阪市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　２件

No. 21　福島県　ツキノワグマ　(Cs : 170 Bq / kg)

No. 22　福島県　ツキノワグマ　(Cs : 170 Bq / kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

・処理水放出トンネル着工へ　福島第 1 原発、県など了解

＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927147595096391680?c=39546741839462401

東京電力福島第 1 原発（福島県大熊町、双葉町）の処理水海洋放出計画で、福島県の内堀雅雄知事と吉田淳大熊町長、伊沢史朗双葉町長は 2 日、県庁で東電の小早川智明社長に会い、海底トンネルなど放出設備の本体工事開始を了解すると伝えた。来年春ごろの放出開始を目指す政府と東電は近く、工事に踏み切るが、漁業団体など関係者の理解を取り付けるのは難航必至だ。

東電の計画では、処理水中の放射性物質トリチウムの濃度が国基準の 40 分の 1 未満になるよう海水で薄めて、海底トンネルを通して 1 キロ沖から放出する。完了まで数十年かかる見込み。

[被爆者対策]

・「黒い雨」救済新制度、結果待たず29人死亡　審査に時間かかり

＜毎日新聞　2022年8月2日＞　https://mainichi.jp/articles/20220802/k00/00m/040/158000c

広島への原爆投下後に降った「黒い雨」体験者を救済する新しい制度で、広島県や広島市に被爆者健康手帳を申請した人のうち、29人が審査結果を待たずに死亡していたことが判明した。被爆体験者の高齢化が進む中、制度開始までに期間を要したことに加え、審査にも時間がかかっていることが背景にあるとみられる。

黒い雨の援護対象区域外にいた原告84人全員を被爆者と認めて手帳の交付を命じた広島高裁判決（2021年7月）を受け、菅義偉首相（当時）は上告を断念し、救済拡大を表明した。これを受け、同10月に広島市内の189人が手帳交付を集団申請するなど、原告と同じ対象区域外の黒い雨体験者に申請の動きが広がった。

一方、厚生労働省の新基準による救済制度が始まったのは高裁判決から8カ月後の22年4月1日。①黒い雨に遭ったか、その可能性がある②特定の11疾病などのいずれかにかかっている――の要件をともに満たした場合、手帳を交付する。

県と市によると、20年度に手帳の交付申請をしたのは計91人だったが、判決確定以降、申請が急増。援護対象区域外で黒い雨を浴びたとして計約3000人（8月1日現在）から申請があった。これまで1000人以上に交付されているが、2000人近くは審査結果待ちで、29人（同）は結果が出る前に死亡していた。申請内容を確認するため本人に直接話を聞いたり、黒い雨に遭った可能性があることを確認したりするのに時間がかかるという。

新基準導入に伴い、県は5人増の16人、市は3人増の14人態勢で審査している。担当者は「急いでいるが、新型コロナウイルスで面談が難しいなど、限界もある」などと説明する。

黒い雨訴訟の弁護団事務局長を務めた竹森雅泰弁護士は「対象者は76歳以上で病気の人が多く、急ぐ必要がある。今からでも審査態勢を充実させてほしい」と話す。【矢追健介、岩本一希】

◇時間との闘い、国がサポートを

被爆者援護行政に詳しい田村和之・広島大名誉教授の話　広島高裁判決から新制度が始まるまでの8カ月間、対象者は放置されていたことになり、本来あってはならない。さらに新制度による審査で時間がかかっており、問題だ。そもそも黒い雨体験者の援護に対して国の腰は重く、被爆者がその大きなツケを背負わされている。援護行政は時間との闘いでもある。国は自治体の審査担当者増員のため資金的な支援を拡充するなど、早期救済のため自治体をサポートすべきだ。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年8月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=VbAoOHptJlbJI4jHY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年８月２日版）

＜厚生労働省　2022年8月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_5mdjQjaBiHbTyJY

◇コロナ、動物から人へも　シカなど野生種監視へ　【新型コロナ・ミニ知識】

＜共同通信　2022年8月1日＞　https://www.47news.jp/news/8126207.html

新型コロナウイルスは動物にも感染する。国際獣疫事務局には、世界３５カ国で２３動物種の感染が報告されている。大多数は人からの感染だが、２０２０年にオランダなどの農場で毛皮用のミンクから人への感染も発生。大量殺処分につながった。動物から人への感染は、限定的ながらその後も報告が続いている。

香港では今年初め、ペットショップのハムスターから店員と客が感染したとみられる事例が発生。北米では野生のオジロジカでの感染拡大が判明しているが、カナダでシカと接触した住民１人の感染が分かった。６月にはタイで、飼い主から感染したネコを検査した獣医師が、ネコのくしゃみを顔に浴びた後に発症したと報告された。

前田健（まえだ・けん）・国立感染症研究所獣医科学部長は「心配なのは野生動物での流行。厄介な変異ウイルスが発生する恐れもあるからだ」と話す。前田さんらは国内で野生のシカ、イノシシなどの感染状況の調査に着手。「こうした監視を地道に継続する必要がある」と言う。

動物から人への新型コロナ感染例

動物	場所	状況
ミンク	デンマーク、オランダ	農場の従業員が感染
ハムスター	香　港	ペットショップの店員と客が感染
オジロジカ	カナダ	野生の鹿と接触した住民が感染
ネ　コ	タ　イ	検査を担当した獣医師が感染

（疑い含む）

◇マスコミ報道　見出し

・国内で 21 万 1058 人感染　死者 143 人、新型コロナ
＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927168610729541632?c=39546741839462401

・東京のコロナ患者入院できず死亡　80 代男性、翌朝
＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927185849100091392?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・乾燥細胞培養痘そうワクチンの効能追加承認について
＜厚生労働省　2022 年 8 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bu_ryr4JAP5UsBY
・新型コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付 参加市町村一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 8 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g2b-7qy78IAf9acRY

・ワクチン接種手続きデジタル化へ　マイナカードで接種券不要に
＜共同通信　2022 年 8 月 1 日＞　https://nordot.app/926745289695264768?c=39546741839462401

・市販薬、選び方にこつ　受診難にらみ専門家助言　【新型コロナミニ知識】
＜共同通信　2022 年 8 月 1 日＞　https://www.47news.jp/news/8126197.html

新型コロナウイルスの感染者急増で医療機関が混雑し、症状があってもなかなか診療が受けられない事例も出ている。症状が軽く重症化リスクも低い人は、市販薬でしのぐ場面もありそう。そこで市販薬を使う際のこつや注意事項を感染症専門医の岸田直樹（きしだ・なおき）・北海道科学大客員教授に聞いた。

「基本的には風邪のときと使い方は同じ」と話す岸田医師は「できれば総合感冒薬でなく、自分がつらく感じる症状の上位二つほどに対応する成分に注目し薬を選ぶとよい」とアドバイスする。

例えば発熱や喉の痛みにはアセトアミノフェンなど、せきにはデキストロメトルファンなどの成分が対応する。購入時に薬剤師らに相談しよう。含有成分でアレルギーを起こしたことがないかも確認したい。使用時に用法用量を守るのは基本だ。

一方で高齢や持病のある人、自宅療養中に症状が悪化した人は受診が必要だ。「呼吸が苦しい、胸が痛いなどの症状は肺炎の可能性もある。受診を急いで」という。

新型コロナで市販薬を使う場合の注意事項

- つらく感じる症状の上位二つほどに対応する薬を選ぶ
- 含有成分でアレルギーを起こしたことがないか確認
- 必要な分だけ買う
- 購入時はマスク着用など、感染拡大防止に気をつける
- 用法用量を守って使う
- 呼吸が苦しい、胸が痛いなどの症状があれば受診

※専門家への取材を基に作成

◇低リスクで軽症は自宅療養　コロナ、医療危機的で学会

＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927145530870415360?c=39546741839462401

新型コロナウイルスの流行「第 7 波」で救急医療や発熱外来が危機的な状況だとして、日本感染症学会など関連 4 学会は 2 日、重症化リスクが低く症状が軽ければ医療機関を受診せずに自宅で療養して様子を見るよう求める声明を発表した。

声明では、オミクロン株に感染しても症状の多くは 4 日以内で軽くなり、重症化する人は数千人に 1 人程度と推定されると指摘。65 歳未満で基礎疾患がない人は、飲食が可能で呼吸が苦しくなければ、発熱や痛みを和らげる薬を薬局で購入するなどして自宅療養するよう呼びかけた。乳幼児も顔色が良ければ自宅療養でよいという。

◇マスコミ報道　見出し

・「第 7 波」踏まえ工程表　全数把握見直し、患者受け入れ拡大―専門家有志・新型コロナ

＜時事ドットコム　2022 年 8 月 2 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022080200840&g=pol

・コロナ全数把握の見直しを提言　専門家有志、対策緩和は 2 段階で

＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927122682609451008

・神奈川、熊本が BA・5 対策宣言　福岡も強化地域

＜共同通信　2022 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/927141429922070528?c=39546741839462401

****

[3] PRTR マップダウンロード用データ（2019）

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2022 年 7 月 25 日＞

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/map_data/PRTRmapdata_2019.html

PRTR マップで公開している令和元年度の AIST-ADMER 計算用排出量データを 掲載しました。

令和元年度（2019）の AIST-ADMER 入力用データ（事業所からの大気排出量）を ダウンロードにより御利用できます。

AIST-ADMER 計算用排出量データ　→

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/map_data/PRTRmapdata_2019.html#section4

****

[4] 改正後化管法対象物質の CAS 登録番号収載リストの修正のお知らせ

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html

改正後化管法対象物質について、参考情報として掲載している CAS 登録番号収載リストについて修正しました。

****

[5] *肥料*

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1197 号）

［官報］　令和 4 年 8 月 3 日　本紙　第 789 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220803/20220803h00789/20220803h007890004f.html

肥料の新規登録 50 件が公示された。

****

[6] *温暖化対策関係*

◇賛成 8 割の年代も　新築住宅に太陽光パネル義務化、世代間で温度差?

＜朝日新聞　2022 年 8 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ81730TQ81UTIL01B.html

東京都内の新築建物に太陽光パネル設置を義務づける案に寄せられたパブリックコメント（意見公募）の結果が 1 日、公表された。全国初となる戸建て住宅も対象とした制度案を都が検討している。実現すれば多くの住宅購入者らに関わるとあって、賛同や懸念など多くの意見が寄せられた。

パブリックコメントは、有識者らによる都の分科会が 5 月に示した案に対する意見。6 月 24 日までの 1 カ月間、募集され、都によると計 3779 件が集まった。年代別では 30 代以上からの意見が 7 割超だった。

意見の内訳は、太陽光パネル設置義務化に賛成 56%、反対 41%。年代別でみると、20 代未満の 86%、20 代の 77%が賛成だった。ただ賛成の割合は 30 代で 61%、40 代で 52%と年を経るごとに減り、50 代（43%）と 60 代（41%）はいずれも半数を割った。70 歳以上は 54%が賛成だった。

意見の内容をみると、「電気…

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度　厚生労働科学研究費補助金公募要項（3 次）

＜厚生労働省　2022 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2z6n6zhf_7ZExctJY

◇令和４年度遠隔医療従事者研修事業の実施事業者の公募について

＜厚生労働省　2022 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xaOntzLgPBvhdlhY

◇令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）の設備更新補助事業の１次公募の採択について

＜環境省　2022 年８月２日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00358.html

---

◇令和４年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務（２次）公募について

＜環境省　2022 年８月２日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00309.html

---

◇令和４年度水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業の 公募について

＜環境省　2022 年８月２日＞　https://www.env.go.jp/press/110979_00003.html

---

◇「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に 対する意見公募

＜経済産業省　2022 年７月 26 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620122020&Mode=0

◇環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 39 条第４項の規定に基づく基盤確立事業実施計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間案についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2022 年７月 27 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003528&Mode=0

◇「メフェントリフルコナゾール農薬蜜蜂影響評価書（案)」についての意見・情報の募集について

＜農林水産省　2022 年７月 28 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003529&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇「「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び 麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令案」及び「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2022 年７月 27 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220048&Mode=1

[調査結果]

◇令和３年労働争議統計調査の概況

＜厚生労働省　2022 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n3ri8rCn7JwD6b8NY

****

[8] *その他省庁発表*

◇計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が閣議決定されました

＜経済産業省　2022 年８月２日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220802001/20220802001.html?from=mj

1. 政令改正の概要

(1) 自動はかり３器種の使用の制限の開始日の延期

(2) 自動はかり３器種の検定手数料に係る特例措置の改正

(3) 自動捕捉式はかりの検定手数料に係る特例措置の改正

2. 今後の予定

公布　令和４年８月５日（金曜日）

◇大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 26 号）

［官報］ 令和４年８月３日　本紙　第 789 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220803/20220803h00789/20220803h007890001f.html

〇文部科学省令第 26 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年８月３日　　文部科学大臣　　末松　信介

大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
附　則	**附　則**
１～３　［略］	１～３　［同上］
４　平成二十二年度以降に期間（令和十年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条	４　平成二十二年度以降に期間（令和九年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条

の規定を適用する。 ５・６　［略］	の規定を適用する。 ５・６　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

◇大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第106号）

［官報］　令和４年８月３日　本紙　第789号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220803/20220803h00789/20220803h007890004f.html

○文部科学省告示第106号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年８月３日　　文部科学大臣　　末松　信介

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
第三条　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち五市の要請に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和四年度に令和九年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下［入学定員等］という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。 一・二　［略］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ２・３　［略］ 附　則 １・２　［略］ ３　令和四年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項第一号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和五年度に令和十年度ま	**第三条**　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和四年度に令和九年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下［入学定員等］という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。 一・二　［同上］ 三　歯学に関する学部の学科（次号において「歯学部」という。）に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加 四　平成二十一年度から平成三十年度までの間に期間を付して医学部の収容定員増に係る学則の変更の認可を受けた大学の医学部における当該認可に係る入学定員等の増加（当該大学の歯学部に係る入学定員等の減少に伴う増加として文部科学大臣の認可を受けたものに隴る。）の合計数以内の増加 ２・３　［同上］ 附　則 １・２　【同上】 ３　令和三年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項第一号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和四年度に令和九年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変

での期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号の規定は、適用しない。	更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号の規定は、適用しない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇令和五年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間に関する告示（文部科学省告示第 107 号）

［官報］　令和４年８月３日　本紙　第 789 号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220803/20220803h00789/20220803h007890004f.html

○文部科学省告示第 107 号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、令和五年度の私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を次のように定める。

令和４年８月３日　　文部科学大臣　　末松　信介

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、令和四年九月五日から九月十二日までとする。

◇国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第 265 号）

［官報］　令和４年８月３日　号外　第 167 号　3～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220803/20220803g00167/20220803g001670003f.html

あらまし

◇国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第 265 号）（財務省）

１　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四〇号）の一部の施行に伴い、国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第一二八号）における職員及び長期給付に関する規定を適用しない者の範囲について必要な事項等を定めることとした。（第一条及び第二条関係）

２　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第 266 号）

［官報］　令和４年８月３日　号外　第 167 号　　6～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220803/20220803g00167/20220803g001670006f.html

あらまし

◇地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正

する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第 266 号）（総務省）
１　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四〇号）の一部の施行に伴い、地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第一五二号）における職員及び長期給付に関する規定を適用しない者の範囲について必要な事項等を定めることとした。（本則関係）
２　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

◇私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令（政令第 267 号）

［官報］　令和４年８月３日　号外　第 167 号　9～10 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220803/20220803g00167/20220803g001670009f.html

あらまし
◇私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令（政令第 267 号）（文部科学省）
一　私立学校教職員共済法施行令の一部改正関係（第一条関係）
　１　二月以内の期間を定めて使用される者のうちその定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者を加入者の適用除外要件から除くこととした。
　２　短時間労働者のうち継続して一年以上使用されることが見込まれない者を加入者の適用除外要件から除くこととした。
　３　短期給付分に係る掛金率の範囲の上限を一、〇〇〇分の一三〇に引き上げることとした。
二　放送大学学園法施行令等の一部改正関係
　放送大学学園法施行令等における短期給付分に係る掛金率の範囲を私立学校教職員共済法施行令第一三条第三項に規定する範囲とすることとした。（第二条～第四条関係）
三　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係
　短時間労働者を加入者とする特定学校法人等の定義を、特定労働者の総数が常時五〇〇人を超えるものから、特定労働者の総数が常時一〇〇人を超えるものとすることとした。（第五条関係）
四　施行期日
この政令は、令和四年一〇月一日から施行するものとすることとした。

◇国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務省令第 45 号）

［官報］　令和４年８月３日　号外　第 167 号　95～102 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220803/20220803g00167/20220803g001670095f.html

―改正条文の「見出し」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―
第一章　総則
　（定義）
　（令第二条第一項第九号ロの財務省令で定めるもの）
　（令第二条第一項第九号ハの財務省令で定める者）
　（令第二条第二項第三号の財務省令で定める規定）
　（被扶養者）
　（組合員原票）
　（長期組合員となつた者の資格取得届等）
　（短期組合員となつた者の資格取得届等）
　（組合員長期原票）
　（被扶養者の申告）
　（組合員証の交付）
　（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等）
　（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等）
　（法第四十条第五項の財務省令で定める者）

(限度額適用の認定等)
(限度額適用・標準負担額減額の認定)
(埋葬料及び家族埋葬料)
(育児休業手当金)
(子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由)
(退職等年金分掛金の払込みの実績の通知)
(育児休業期間中の掛金の免除の申出)
(厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出)
(産前産後休業期間中の掛金の免除の申出)
(厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の免除の申出)
附則
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 105 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料　　８月３日
＜厚生労働省　2022 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q6YhVRryYEQljlvRY
（１）令和４年度第１回社会復帰促進等事業に関する検討会について（報告）
（２）公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案（仮称）要綱等について（諮問）
（３）労災診療費の改定について（報告）
（４）その他
・ヒト受精胚等へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する合同会議（再設置：第２回）の資料について
　　８月３日
＜厚生労働省　2022 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=pUDYyIqd1qY504Y3Y
（１）総合科学技術・イノベーション会議報告 第三次報告 を踏まえた関係指針の見直し方針 について
（２）ミトコンドリア投与を行う臨床試験について
（３）その他
・中央教育審議会大学分科会大学振興部会（第３回）の開催について　　８月９日
＜文部科学省　2022 年８月２日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiRac8rzystuTbG
(1) 経済団体等からのヒアリング
(2) 意見交換

[開催記録、報告、資料等]

・核融合科学技術委員会（第 30 回）議事録　　6 月 21 日
＜文部科学省　2022 年８月２日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiRac8rzystuTbH
(1) 第 11 期核融合科学技術委員会における主な検討課題について
(2) 第 30 回 ITER 理事会及び第 29 回 BA 運営委員会の開催結果について
(3) 米国における核融合計画に関する最新情勢について
(4) 分野別研究開発プランの審議について
********** 以上 **********